

特別養護老人ホーム旭川緑苑 運営規程

社会福祉法人旭川緑光会

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人旭川緑光会が設置する特別養護老人ホーム旭川緑苑（以下「施設」と言う。）が行う介護老人福祉施設の適正な運営を確保するための運営に関する管理事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設のサービス従事者（以下「職員」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の向上を目指した在宅生活が維持出来るように支援を行うことで、心身機能の維持ならびに利用者の家族の、精神的肉体的負担の軽減を図るように努める。

2 施設の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム旭川緑苑
- (2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村229番地の8

(職種の区分・定数及び職務)

第4条 施設には、入所者の処遇に支障をきたさないよう次の各号に掲げるとおり所要の職員を配置して、それぞれの職務に従事させるものとする。

- (1) 施設長（管理者） : 1人
施設に従事する職員を指揮監督し、施設全般の管理運営の責に任ずる。
- (2) 医 師 : 1人(嘱託)
医師は、入所者の健康状態を常に掌握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- (3) 生活相談員 : 1人以上
生活相談員は、入所者の生活及び身上等に関する相談、助言者として処遇全般の向上についての業務を行う。
- (4) 介護支援専門員（施設ケアマネジャー） : 1人以上
入所者に対し施設サービス計画を作成し、生活相談員とともに入所者の自立支援を行うとともに処遇全般の向上について業務を行う。
- (5) 介護職員及び看護職員 : 24人以上(うち看護職員4名)
介護職員及び看護職員は、介護・療養上の世話や診察の補助等のサービスの提供あたるとともに、常に入所者の健康状態を掌握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- (6) 機能訓練指導員 : 1人(看護職員が兼務)
入所者の日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練及びその指導をする。
- (7) 栄養士 : 1人以上(管理栄養士)
入所者の栄養ケアに関する指導管理、給食の献立作成をするとともに、食生活の改善向上につ

いて指導助言にあたる。

(8) その他

その他運営上必要な職種及び職務を定め、職員を配置することができる。

(サービス内容)

第5条 サービスの内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは保険者が交付する介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合の額とする。

- (1) 食事、入浴、排泄等の介助
- (2) その他の日常上の世話
- (3) 相談・援助等の生活指導
- (4) 機能訓練

2 居住費、食費は別紙に定める日額を月初から月末までの利用した日数に乗じた額を月額として請求することとし、予め入所者又はその家族に同意を得ることとする。

3 理髪・美容等希望者のみに係る費用は実費とする。

4 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められる費用については、サービスを提供する際に予め契約書並びに重要事項説明書等必要な資料を提示した上入所者又はその家族の同意を得てから支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(入所定員)

第6条 入所者の定員は、60名とする。

(サービス実施の際の留意事項)

第7条 入所者は共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、契約書及び重要事項説明書に定めてある施設設備利用上の注意を遵守しなければならない。

(緊急時等における対応)

第8条 職員は、サービス実施中に入所者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに適切な処置を行い、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に関する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練等を行う。

(その他の事項)

第10条 職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。又、その職を退いた後にお

いてもこれらの秘密を保持すべき旨を厳守することを雇用契約書の内容とする。

- 2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人旭川緑光会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 6 月 1 日一部改正
- 3 平成 17 年 10 月 1 日一部改正
- 4 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
- 5 平成 19 年 4 月 1 日一部改正
- 6 平成 20 年 4 月 1 日一部改正
- 7 平成 21 年 4 月 1 日一部改正
- 8 平成 22 年 4 月 1 日一部改正
- 9 平成 23 年 4 月 1 日一部改正
- 10 平成 24 年 4 月 1 日一部改正
- 11 平成 25 年 4 月 1 日一部改正
- 12 平成 26 年 4 月 1 日一部改正
- 13 平成 27 年 8 月 1 日一部改正
- 14 平成 29 年 10 月 1 日一部改正